

議案第66号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定める。

平成29年12月18日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

議会の議員の期末手当について、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じて改めるため。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成11年小野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は、公布の日から施行し、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。